

約款 新旧対照表

『さくらのセキュアモバイルコネクトSIM 利用約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第7条	第7条（SIMの貸与） 1.（略） 2. i～vii（略）	第7条（SIMの貸与） 1.（略） 2.（1）～（7）（略） （8）SIMが、通知日（SIMの代金が着金した旨の通知が発信された日をいいます。）の属する月の翌月から24か月以内に一度も「さくらのクラウドサービス」の基幹システム（以下、「本システム」といいます。）に登録されなかった場合、以後当該SIMを本システムに登録することはできなくなる。こと。 （9）本システムからSIMの登録を削除した場合、削除した日の属する月の翌月から12か月を経過すると、以後当該SIMを本システムに登録することはできなくなる。こと。 （10）前二号の定めにより、SIMが本システムに登録できなくなったことにつき、当社は一切の責任を負わないこと。	・新たに設けるSIMの登録期限について、条項を追加いたします。
附則 第1条	第1条（適用開始） この約款は、平成30年2月1日から適用されたさくらのセキュアモバイルコネクトSIM利用約款を改正したものであり、第13条に基づき、平成30年4月16日より適用されます。	第1条（適用開始） この約款は、2018年4月16日から適用されたさくらのセキュアモバイルコネクトSIM利用約款を <b>変更</b> したものであり、第13条に基づき、2020年5月20日より適用されます。	・本改定に伴う適用日の変更を行います。